

報告第 28 号

臨時代理した事件（名張市社会教育委員の委嘱及び任命）の承認について

名張市社会教育委員設置に関する条例（昭和30年条例第11号）第2条の規定に基づく名張市社会教育委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6 年 8 月 7 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市社会教育委員の任命および解任について

○任命（令和6年6月10日付）

社会教員委員（社会教育関係者）	北森 のぶ
社会教員委員（社会教育関係者）	佐藤 栄子
社会教員委員（社会教育関係者）	大垣 孝彦
社会教員委員（学識経験者）	萩原 浩司

○解任（令和6年6月9日付）

社会教員委員（社会教育関係者）	守屋 さおり
社会教員委員（社会教育関係者）	生田 茂夫
社会教員委員（社会教育関係者）	時枝 民生
社会教員委員（学識経験者）	千邑 淳子
社会教員委員（学識経験者）	若山 東男
社会教員委員（学識経験者）	神野 稔

〔参考〕

名張市社会教育委員名簿

（令和6年6月10日現在）

任期（2年）： 令和6年6月10日～令和8年6月9日

区分	氏 名	委嘱年月日	備 考
学校教育 関係者	ナカヤ カヨ 中矢 佳代	令和5年4月1日	校長会代表（薦原小学校）
	ミヤザキ シンジ 宮崎 慎治	令和5年4月1日	校長会代表（百合が丘小学校）
社会教育 関係者	サイノウ ケン 斉藤 健	平成18年6月10日	体育団体代表（名張市スポーツ協会）
	キタモリ 北森 のぶ	令和6年6月10日	PTA代表（名張市PTA連合会）
	コウノ カズヒト 耕野 一仁	平成25年5月1日	文化団体代表（名張文化協会）
	サトウ エイコ 佐藤 栄子	令和6年6月10日	生涯学習推進協議会代表（比奈知市民センター長）
	オオガキ タカヒコ 大垣 孝彦	令和6年6月10日	地域づくり組織代表（桔梗が丘自治連合協議会）
学 識 経 験 者	ス ソノ ヒトシ 須曽野 仁志	平成24年6月21日	三重大学教育学部教授
	ハギワラ コウジ 萩原 浩司	令和6年6月10日	皇學館大学文学部教育学科准教授
	マスオカ タカノリ 増岡 孝則	平成24年6月10日	社会教育経験者
家庭教育 関係者	トヨオカ テヨコ 豊岡 千代子	平成31年4月1日	家庭教育経験者
	ツバキハラレイコ 椿原 礼子	平成31年4月1日	家庭教育経験者

◎＝委員長 ○＝副委員長

社会教育委員の委嘱について

◆現在の委員・・・14名（任期2年）

【学校教育関係者】 2名

小中学校校長会

【社会教育関係者】 5名

体育団体代表（名張市スポーツ協会）

PTA 代表（名張市 PTA 連合会）

文化団体代表（名張文化協会）

生涯学習推進協議会代表（市民センター長）

地域づくり組織代表（地域づくり）

【学識経験者】 5名

三重大学教育学部教授

皇學館大学文学部准教授

社会教育経験者（2名）

企業経営経験者・社会教育貢献者（1名）

【家庭教育関係者】 2名

家庭教育関係者

◆今後の委嘱の方向性

・委員の総数を10名以内とする。

令和4年度の委嘱時より、段階的に削減しています。（令和4年度委嘱 2名減）

令和6年度委嘱については、14名のうち2名の退任を考えています。

・再任の場合は連続8年以内とする。

団体推薦、大学へ依頼を除き、連続8年を超える委員は3名おります。

・概ね80歳までの委員を委嘱する。

任期中に80歳を超える委員は2名おります。

●令和6年度の委嘱について（事務局案）

名張市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、「委員の総数は実効性がある審議及び活動を行うため原則として10名以内とする」ことから、令和4年度の委嘱時より削減しています。また近年の議題内容では、全員で議論いただくには規模が大きいこともあり、会議を適正に運営するために10名に近づけていきたいと考えます。

また、「多様な市民の意見を審議会等に反映させるため、同一人を審議会の委員に再任する場合は、原則としてその在任期間は連続8年以内とする」とあり、連続8年を超える委員の交代を検討します。

令和6年度は上記とあわせて任期中に80歳を超える委員については、退任の方向で考えております。

○社会教育法

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条 削除

○名張市社会教育委員設置に関する条例

昭和30年3月1日
条例第11号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成14年3月25日条例第21号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項に基づき名張市に社会教育委員を置く。

(委嘱)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数及び任期)

第3条 委員の定数は、27名以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。
3 委員を辞任するときは、教育委員会の承認を経なければならない。
4 補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 社会教育委員の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会と臨時会とする。
3 定例会は、毎月1回これを招集する。

第6条 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(費用弁償)

第7条 社会教育委員会の費用弁償及びその他の支給については、予算の範囲内において教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。